

災害ボランティア活動支援事業補助金（令和８年熊本地震）に係る注意事項

【申請前の確認事項】

- ・ 令和８年熊本地震の被災地および被災者への支援活動が対象
- ・ 原則として交付決定前の発生（発注）経費は対象外
- ・ 活動の様子を写真に撮り、実績報告時に提出すること
- ・ 同一団体による複数回の申請は可能。ただし、活動期間が重複する申請は不可

【補助対象とならない活動】

- ・ 被災地の視察、見学を主たる目的とする活動
- ・ 物資や義援金の運搬を主たる目的とする活動
- ・ 業務として行う被災地（被災者）支援活動
- ・ 営利を目的とする活動
- ・ 親族、取引先等の利害関係者への支援活動
- ・ 物品の売買、各種サービスの提供や寄附など金銭のやり取りを主たる目的とする活動 など

【補助対象とならない経費】

- ・ 賃金（アルバイト等）
- ・ 食糧費（スタッフ、ボランティアの食事代等。ただし、安全衛生対策としての飲料等は対象とする）
- ・ 修繕料（個人の所有物に付加価値をつける修繕の材料費、被災者宅の修理に係る工事発注費など）
- ・ 資産価値のあるものや、経常的な活動に使用する備品購入費（発電機、ユンボ、パソコンなど）
- ・ 寄附金（見舞金） など

【留意事項のある補助対象経費】

- ・ 宿泊料 １活動日につき１泊まで
- ・ 燃料費（自家用車の交通費）

領収書等で確認できる実費

（可能な限り、使用車両の燃料を満タンにしてから活動を開始（この際の給油は補助対象外）し、
帰路で最後に給油すること）

【領収書について】

- ・ 内容や発行日等から、補助対象事業のために支出したことが確認できること
- ・ やむを得ない場合を除き、領収書の宛名は申請団体名となっていること
- ・ 領収書のみでは内容が不明な場合は、内訳が分かる資料を添付すること
- ・ 発行者が明確に記載されていること